

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付要領第17条第2項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 区分は、(ア) 不動産、(イ) (ア)に掲げるものの従物、(ウ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(エ) 無形資産、(オ) 開発研究用資産、(カ) その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、交付要領第18条第2項に定める期間を記載すること。